

1-2. 自然再生推進法の概要

1-2-1. 自然再生推進法とは

自然再生推進法は、自然再生の推進に関する基本的方向を定めるとともに、地域に固有の自然環境を取り戻すための自然再生事業を、地域の多様な主体が参加して進めていくための枠組みや手順を定めたものです。

解説

地域からの発意により、地域の多様な主体が参加して、自然再生協議会の場で合意形成を図りながら、自然再生を進めていくことが大きな特徴の一つです。（「ボトムアップ方式」などと表されることがあります。）

自然再生推進法は2003年（平成15年）1月に施行されました。なお、法に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための自然再生基本方針についても同年4月に閣議決定されるとともに、自然再生の一層の推進を図るため、2008年（平成20年）10月、2014年（平成26年）11月、2019年（令和元年）12月に同基本方針の変更が行われています。

1-2-2. 法律の目的

自然再生推進法は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。（自然再生推進法第一条）

解説

この法律には、

- ▶ 自然再生についての基本理念
- ▶ 実施者等の責務
- ▶ 自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項

が定められています。

1-2-3. 法律の基本理念

実施者（自然再生を行おうとする者）は、以下に示す自然再生推進法第三条の基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組まなければなりません。

- 生物多様性の確保
- 地域の多様な主体の参加と連携
- 科学的知見に基づく実施
- 順応的な進め方
- 自然環境学習の推進

解説

（１）生物多様性の確保

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければなりません。



（２）地域の多様な主体の参加と連携

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。



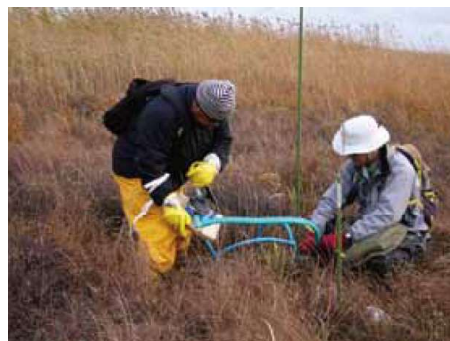
（３）科学的知見に基づく実施

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければなりません。



(4) 順応的な進め方

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。



(5) 自然環境学習の推進

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

